

特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) 交付要綱

(通則)

第 1 条 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（被災者支援団体への交通費補助事業）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、特定非営利活動法人や災害ボランティア団体等の被災者支援団体による被災者支援活動の活性化・充実を図るために、支援に駆け付ける特定非営利活動法人・災害ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費について、国費によりその一部を補助するものである。

(交付の対象等)

第 3 条 内閣総理大臣（以下単に「大臣」という。）は、次項の表（以下単に「表」という。）の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、他の補助金等の交付を受けている場合は補助金を交付しないものとする。

2 補助対象経費は、表の補助対象経費の欄に掲げるものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

補助事業	補助率	補助対象経費
被災者支援非営利活動事業	定額 (10/10)	被災者支援活動を実施するために必要な交通費 (補助上限額 50万円/件)

- 3 前項の補助対象経費には、第6条の交付決定の通知の日より前に実施された補助事業に必要な経費で大臣が認めるものを含むことができる。

(交付申請)

第4条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付を受けようとする被災者支援団体（以下「交付申請者」という。）は、別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入額控除額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入額控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入額控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第5条 大臣は、前条の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、適正化法第6条の規定に基づき、交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第2による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第3による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後の事情の変更により、交付申請書の内容を変更する必要があるが生じ、次に掲げる場合には、あらかじめ別記様式第4により変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければな

らない。

(交付の変更決定)

第9条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めるときは、補助事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第10条 大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第5による変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第11条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助事業者は、変更申請を取下げようとするときは、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第6による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第7による遂行状況報告書を提出するものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第13条 大臣は、補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 大臣は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1週間を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、大臣に別記様式第8による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9による消費税等仕入控除税額報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることができる。
- 4 前項の規定による補助金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。
- 5 大臣は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 6 大臣は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る実績報告書の審査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者別に別記様式第10による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 大臣は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第11による精算払請求書を官署支出官内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 大臣は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、次に掲げるいずれかの場合には、適正化法第10条第1項及び第17条第1項の規定に基づき、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

三 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号に掲げる場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 大臣は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 大臣は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還命令）

第19条 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助事業者にその額の返還を命じなければならない。

（補助金の返還の期限）

第20条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。

（補助金の経理）

第21条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証憑書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び全ての証憑書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。
- 3 大臣は、前項の期間内は、いつでも第1項の帳簿及び全ての証憑書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

（補助事業の検査等）

第22条 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ大臣に申請し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関するその他必要な事項は、内閣府政策統括官（防災担当）が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

(別記様式第1 交付申請書)

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の住所、名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 事業の目的

2 国庫補助金交付申請額 金 千円

3 事業の開始 (予定) 日 令和 年 月 日

4 事業の完了 (予定) 日 令和 年 月 日

(添付資料)

(1)応募書類 一式

(2)その他

(別記様式第2 交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

令和6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) の交付決定について

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった標記補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 交付の対象 対象となる事業は令和 年 月 日付 第 号の申請書のとおりである。
- 2 交付決定 令和 年 月 日付府政防第 号
- 3 交付決定額 金 千円
- 4 交付決定を受けた交付申請者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱に従わなければならない。
- 5 事業に係る実績報告書は、別記様式8に基づき令和7年 月 日までに提出すること。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和7年 月 日とする。

(別記様式第3 申請取下書)

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) 申請取下書

令和 年 月 日付 第 号で交付の申請を行った標記補助事業の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) の変更交付申請について

令和 年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた標記補助金について、次のとおり変更したいので関係書類を添えて申請する。

記

1 今回追加交付 (一部取消) 申請額 金 千円

	補助金既交付決定額 (A)	変更後補助金所要額 (B)	今回追加交付 (一部取消) 申請額 (B) - (A)
被災者支援団体への 交通費補助事業	千円	千円	千円

2 変更を受けようとする理由

- 3 変更にあつては関係資料については、申請手続きに準ずる。
(注)最後に受けた交付決定通知書(写)を添付すること。

(別記様式第5 変更交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

令和 6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) の変更交付決定について

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金 (被災者支援団体への交通費補助事業) 変更交付申請書については、下記のとおり変更交付することに決定したので通知する。

記

交付決定済額	金	千円
変更後交付決定額	金	千円
追加交付決定額	金	千円

(別記様式第6 変更申請取下書)

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) 変更申請取下書

令和 年 月 日付 第 号で交付の変更申請を行った標記事業の実施について、その申請を取り下げたく、下記のとおり申請する。

記

1 変更申請を行った年月 令和 年 月 日

2 変更申請を取り下げる事由

(別記様式第7 遂行状況報告書)

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定された特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金(被災者支援団体への交通費補助事業)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第12条の規定により、令和 年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

(注)別紙の様式は任意とするが、遂行状況を確認することができること。

(別記様式第8 実績報告書)

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) の事業実績報告について

令和 年 月 日付 第 号で交付決定された標記事業について、特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金(被災者支援団体への交通費補助事業)交付要綱第14条第1項の規定により関係書類を添えて申請する。

(添付資料)

- (1)活動報告書類 一式
- (2)その他

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業)
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定された標記事業について、特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金(被災者支援団体への交通費補助事業) 交付要綱第14条第2項の規定により報告する。

記

1 被災者支援団体への交通費補助事業の確定額 (令和 年 月 日付 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 実績報告時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額)	金	円

(注)内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

(別記様式第10 交付額確定通知書)

番 号
令和 年 月 日

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

令和6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) の額の確定について

令和 年 月 日付けで実績報告の提出があった標記事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定したので、同条の規定に基づき、下記の通り通知する。

記

交付すべき補助金の額 金 千円

(別記様式第11 精算払請求書)

令和 年 月 日
番 号

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 宛て

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和6年度 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業)
精算払請求書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された標記事業について、特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（被災者支援団体への交通費補助事業）交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり精算払を請求する。

記

交付決定額 (千円)	精算払請求額 (千円)